

一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	制定	C60068-2-5	環境試験－電気・電子－第2-5部:地上レベルでの疑似日射並びに日射試験及び耐候試験の指針(試験記号 S)	Environmental testing - Part 2-5: Tests - Test S: Simulated solar radiation at ground level and guidance for solar radiation testing and weathering	この規格の目的は、電気・電子機器に関する機器またはコンポーネントが実際の最終用途環境で、日光または窓ガラスを通した日光にさらされた時に発生する風化効果(温度、湿度)を再現することである。この制定原案の対応国際規格は、1975年に第1版が発行されてから、国際照明委員会によって発行されたランプの規格や太陽スペクトルの情報の取り入れ、熱影響試験以外に耐候性試験を取り入れるなどの改訂をした第3版が2018年に発行された。携帯電話の普及や自動車の電子化に伴う電子製品・機器に対応した促進耐候試験としての活用が期待されることから、この規格を制定する必要がある。	この規格の制定によって、電子機器や電子部品が日光にさらされた時に発生する風化効果(温度、湿度、及び/又はぬれ)を評価することが可能となり、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 総論 5 試験方法Sa: 熱影響試験 6 試験方法Sb: ぬれの有無による耐候性試験 7 製品規格に規定する事項 8 試験報告書に記載する事項	—	IEC 60068-2-5:2018, ENVIRONMENTAL TESTING -Part 2-5: Tests - Test S: Simulated solar radiation at ground level and guidance for solar radiation testing and weathering	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月
JSA	05 電気	制定	C60695-11-11	火災危険性試験－電気・電子－第11-11部－非接触火炎源による着火に必要な熱流束の測定方法	Fire hazard testing - Part 11-11: Test flames - Determination of the characteristic heat flux for ignition from a non-contacting flame source	現在、電気・電子機器等の故障によって発生する小さな炎に対する影響(C60695-11-5:ニードルフレーム試験方法)及び発生後の炎の相対的な燃焼挙動(C60695-11-10:50W試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法)などの火災発生源を模擬した試験方法が採用されているが、製品及び材料の着火性を実際の火災で起こる入射熱流束によって評価する方法は確立されていない。そのため、実際の火災で想定される加熱強度(入射熱輻射)に対する製品及び材料の着火性状態を、最新の火災安全学に基づいた熱流束を用いて試験し評価する方法を標準化する必要がある。 この評価方法について、我が国からIEC/TC89に国際提案し、2021年内にIEC 60695-11-11として発行される見込みであるため、この規格を対応国際規格としてJISを作成する。	この規格の制定によって、従来の火災発生源を模擬するのではなく、最新の火災安全学に基づいて、火災に対する定量的安全性評価方法の規格ができ、この評価方法による火災安全性の知見に基づいて電気・電子製品が製造されることによって、火災に対する安全性の高い製品を消費者に提供できる。これによって、安全・安心な社会ニーズに貢献できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験原理 5 試験装置 6 試験試料 7 試験条件 8 試験方法 9 試験結果の評価 10 データの精確度 11 試験報告書	—	IEC 60695-11-11:2021 (改訂中) Fire hazard testing - Part 11-11: Test flames - Determination of the characteristic heat flux for ignition from a non-contacting flame source	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する評価方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年8月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60068-3-7	環境試験方法－電気・電子－第3－7部：支援文書及び指針－負荷がある場合の試験A(低温)及び試験B(高温)の試験槽の温度測定のための指針	ENVIRONMENTAL TESTING -Part 3-7: Supporting documentation and guidance -Measurements in temperature chambers for tests A (Cold) and B (Dry heat) (with load)	この規格は、JIS C 60068-2-1及びJIS C 60068-2-2の環境試験手順の中で要求されている諸事項に適用できる温度試験槽の確認のための、系統的、かつ、再現性のある方法について規定したもので、温度試験槽の有効空間内に空気循環のある状態における発熱又は非発熱供試品を考慮している。近年の試験実施の経験から推奨であった事項を規定すると共に、JIS C 60068-2-1及びJIS C 60068-2-2の改正で急激な温度変化が削除されたことを反映した対応国際規格の改訂が2020年になされた。また、温度及び/又は湿度を保持して測定する方法は、温度試験槽の物理的特性が試験結果に大きな影響を与える。こうしたことから、対応国際規格との整合を図るとともに、温度試験槽による試験結果の信頼度を上げるため、この規格の改正が必要である。	この規格の改正によって、温度試験槽の性能の確認を通じて試験結果の信頼性を上げ、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格において、試験結果に影響を与えるとの判断から、推奨表現から要求表現に多くの箇所を変更されたのに伴い、この規格においても同様に変更する。 ・JIS C 60068-2-1及びJIS C 60068-2-2の改正で急激な温度変化が、試験として厳しすぎるとの判断で削除されたことを反映して、箇条3.1(試験仕様)の表1を更新する。 ・電子部品及び製品の使用温度範囲の拡張に伴い、JIS C 60068-2-2の改正で高温の上限が400℃から1000℃が変更されたのに 対応して、箇条3.1(試験仕様)の図1の高温の上限を同様に400℃から1000℃に変更する。	—	IEC 60068-3-7:2020, Environmental testing - Part 3-7: Supporting documentation and guidance - Measurements in temperature chambers for tests A (Cold) and B (Dry heat) (with load)	IDT	第2条の該当号：第4号(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項：電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、エ、オ、キ、コ 欠点： いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月
JSA	05 電気	改正	C60695-4	火災危険性試験－電気・電子－第4部－電気・電子製品のための火災危険性試験用語	Fire hazard testing－Part 4: Terminology concerning fire tests for electrotechnical products	この規格は電気・電子製品のための火災危険性試験用語を規定するため、2010年に改正したものであるが、それ以降に発行したC60695規格群において、技術進歩等を反映して用語の追加・削除、定義の変更等が行われたため、用語及び定義について、最新化する必要がある。なお、対応国際規格であるIEC 60695-4が2021年内に改訂版が発行される予定であり、国際規格との整合性を確保する必要がある。	この改正によって、C60695規格群及びこれらを引用する規格の用語及び定義が統一され、相互理解の促進が進み、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性などに寄与する。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・昨今の技術進歩等を反映して、C60695規格群に盛り込まれている用語の追加・削除、定義の変更などを反映する(急性毒性、残炎時間、残じん時間の削除など)。 ・IEC60695-4:2021(発行予定)が引用するISO13943:2017(火災安全用語)において、追加・削除された用語及び定義について、附属書JAに反映する(absorptivity, active fire protection, controlled burnなどの追加・・・これらの和訳は審議で決定する)。	—	IEC 60695-4:2021(改訂中) Fire hazard testing－Part 4: Terminology concerning fire tests for electrotechnical products	IDT	第2条の該当号：第5号(鉱工業の技術に関する用語) 対象事項：電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年8月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60721-3-0	環境条件の分類-第3-0部:環境パラメータ及びその厳しきのグループ別分類-通則	Classification of environmental conditions - Part 3-0: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Introduction	JIS C 60721-3規格群は、全ての製品に共通する基本的な環境条件を規定するもので、製品規格で環境条件を規定する際に使用される規格群である。その中で、この規格は、保管、輸送、据付けなどの際に製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しきのグループ分類を規定したもので、この規格群を利用する場合の指針として、製品に環境条件を適用する際に常に参照される重要な規格である。対応する国際規格の第1版が1984年に制定されたが、近年のIEC 60721-3シリーズの規格の改訂に伴い、分類の厳しきの選択の指針が更新され共通となる情報だけに簡略化し、分かり易くするなどの改訂がされて、2020年に発行された。この規格は、製品が受ける保管、輸送、据付けなどの際の環境条件を規定するJIS C 60721-3規格群の使用に際し、参照する基本的な規格であるため、当該JISを改正して近年のIEC60721-3シリーズの規格改訂を反映する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、製品がさらされる環境条件の適用や試験の厳しきの適用に活用され、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の適用範囲及び目的を統合し、適用範囲にまとめる。 ・引用規格及び用語及び定義は無いが、引用規格及び用語及び定義の箇条を形式的に追加する。 ・引用規格及び用語及び定義の箇条の形式的な追加に伴い、現行規格の箇条3(規格内容とその分類)を箇条4に変更する。 ・現行規格の箇条4(各分野の環境パラメータとその厳しきを選択するための判断資料)を、5.1(一般事項)及び5.2(試験の厳しきの確立)の箇条構成に変更する。 ・60721-3シリーズの各規程に利用の手引き及び試験の厳しきの記載があり重複するため、現行規格の箇条5(この通則の利用手引き)及び箇条6(環境パラメータごとの発生期間と発生頻度)を削除し簡略化する。	—	IEC 60721-3-0:2020, Classification of environmental conditions - Part 3-0: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Introduction	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月
JSA	05 電気	改正	C60721-3-1	環境条件の分類-第3-1部:環境パラメータ及びその厳しきのグループ別分類-保管条件	Classification of environmental conditions - Part 3: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Section 1: Storage	この規格は、製品又は包装された製品を保管するときにさらされる環境パラメータ及びその厳しきのグループの分類について規定したものである。近年の気候データの収集及び解析の結果、従来の九つの気候の型から五つに分類し、これに伴い、規格内の表が更新される変更がなされ、対応国際規格は2018年に第3版が発行された。この規格は、製品又は包装された製品を保管するときに受ける環境条件を規定し、それに伴う環境試験を決定する重要な規格である。このため、国際規格との整合を図るとともに、環境試験を実施する際の環境条件を最新にすることは、我が国の電子・電気製品の開発に重要なため、この規格を改正する必要がある。	この改正によって、国際規格と整合する最新の分環境条件の分類クラスが規格化され、国際的に共通の環境条件に基づく環境試験が可能となることから、性能及び品質の向上・品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・国際規格と整合を図るため、箇条3の用語の追加、定義文の修正を実施する。 ・国際規格と整合を図るため、箇条4の一般事項の記載を簡略化する。 ・現行規格の箇条5のぶら下がり段落を解消する。 ・JIS C 60721-2-1の気候群の変更に対応して、参考であった付属書Cの熱帯の環境分類を取り込むと共に、保管状態に合わせて、各気象条件の分類である表1を屋外、屋内、密閉と3グループにわけける。 ・国際規格と整合を図るため、日射及び積雪に対応するクラスを新規に規定すると共に、特別な気象条件の分類である表2に日射及び積雪を環境パラメータとする項目を追加する。 ・国際規格と整合を図るため、機械的に活性な物質の分類である表5のクラスを更新する。 ・IEC TS 62131-5を基にした国際規格の見直しに対応して、機械的条件の分類である表6のクラスを更新する。	—	IEC 60721-3-0:2020, Classification of environmental conditions - Part 3-0: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Introduction	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C61326-1	計測用、制御用及び試験室用の電気装置—電磁両立性要求事項—第1部:一般要求事項	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use — EMC requirements—Part 1: General requirements	この規格は、交流1000V以下若しくは直流1500V以下の電源若しくは電池で動作する電気装置、又は測定対象の回路からの電源で動作する電気装置の電磁両立性(EMC)に関するイミュニティ及びエミッションの要求事項について規定したものであり、2017年に制定された。 近年、技術の進歩に即して、EMCの基本規格であるIEC 61000規格群が改訂され、この規格の対応国際規格であるIEC 61326-1も、2020年に、装置のイミュニティ試験(放射無線周波数磁界)の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzへ引き上げるなど、試験レベル及び性能要求が改訂され、さらにはリスクアセスメントのガイドが追加されている。このため、JISと国際規格との間で性能要求事項などに差異が生じており、国際規格に整合させるとともに、最新技術に対応した性能要求事項及びそれらの試験レベル・判定基準に関する規定を取り込むために、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、計測用、制御用及び試験室用の電気装置の電磁両立性の性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 国際規格との整合を図るため、 ・イミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。 ・可搬形の試験及び計測用の電気装置に対するイミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。 ・電磁両立性の分析と評価のためのリスクアセスメントガイドを追加する。	—	IEC 61326-1: 2020 Electrical equipment for measurement, control and laboratory use — EMC requirements — Part 1: General requirements	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の品質(電磁両立性) 鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 計測用、制御用及び試験室用の電気装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2021年7月
JSA	05 電気	改正	C61326-2-1	計測用、制御用及び試験室用の電気装置—電磁両立性要求事項—第2-1部:個別要求事項—EMC防護が施されていない感受性の高い試験用及び測定用の装置の試験配置、動作条件及び性能評価基準	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use — EMC requirements — Part 2-1: Particular requirements — Test configurations, operational conditions and performance criteria for sensitive test and measurement equipment for EMC unprotected applications	この規格は、JIS C 61326-1の適用範囲に加えて、製造業者が指定する、操作上及び/又は機能上の理由によって電磁両立性(EMC)防護を施せない、(装置の内部及び/又は外部に)試験及び測定用の回路がある装置の、より詳細な試験配置、動作条件及び性能評価基準について規定したものであり、2017年に制定された。 対応国際規格であるIEC 61326-2-1(2012)は、計測器などの電磁両立性(EMC)の一般要求事項を規定するIEC 61326-1(2012)との差分を規定する形式としており、2020年、IEC 61326-1が最近の技術進歩の実態に即し、イミュニティ試験レベル及び性能要求事項の変更、リスクアセスメントのガイドの追加など改訂されたことから、これに合わせ改訂された。 こうしたことから、対応国際規格との整合を図るため、この規格もJIS C 61326-1(対応国際規格IEC 61326-1)の改正に合わせて、同様の改正を行う必要がある。	この改正によって、EMC防護が施されていない感受性の高い試験用及び測定用の装置の電磁両立性の性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・イミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更する。 ・可搬形の試験及び計測用の電気装置に対するイミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更する。 ・電磁両立性の分析と評価のためのガイドを追加する。	—	IEC 61326-2-1: 2020 Electrical equipment for measurement, control and laboratory use — EMC requirements — Part 2-1: Particular requirements — Test configurations, operational conditions and performance criteria for sensitive test and measurement equipment for EMC unprotected applications	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の品質(電磁両立性) 鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: 計測用、制御用及び試験室用の電気装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2021年7月